

延岡市立島野浦学園いじめ防止基本方針

令和 4年 4月 1日策定

はじめに

いじめは深刻な人権侵害であり、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。そのため、全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

延岡市立島野浦学園いじめ防止基本方針（以下「島野浦学園の基本方針」という。）は、児童生徒の尊厳を保持する目的のため、国・県・市町村・学校・地域住民・家庭・その他の関係者との連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定及び宮崎県いじめ防止基本方針、延岡市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

（定義）いじめ防止対策推進法より

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

(2) いじめの認知は、特定の教職員によることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

(3) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らか

の人的関係を指す。

- (4) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がおり、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

- (5) いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第 22 条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織へ情報共有することは必要となる。

- (6) 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれや集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

- (7) これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のもとで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要である。

2 いじめの理解

- (1) いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。
- (2) 国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査（2013～2015）の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全くもたなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全くもたなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。
- (3) いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属 集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

- ア いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。
- イ 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことを発達の段階に応じて指導し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが必要である。
- ウ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が重要である。
- エ 全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や自己肯定感を味わうことができる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。
- オ いじめの問題への取組の重要性について、市民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

- ア いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の基本であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。
- イ いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

ウ 特に、保護者は、児童生徒にいじめの兆候が見られないか、日頃から留意するとともに、その状況の把握に努める必要がある。

エ いじめの早期発見のため、学校や教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

ア いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

イ 教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、共通理解しておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(4) 地域や家庭との連携

ア 社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。例えばPTAや学校評議員、地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を活用したりするなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。

イ より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

(5) 関係機関との連携

ア いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会において、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局）との適切な連携が必要であり、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者の連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

イ 教育相談の実施に当たり、必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局延岡支局、延岡市青少年育成センター、延岡市オアシス教室等、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、学校や教育委員会が関係機関による取組と連携することも重要である。

第2章 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のための校内組織の設置

いじめの防止等に関して情報を迅速に把握し、指導の方策を協議するため「いじめ・不登校・生徒指導対策委員会（はぐくみ委員会）」を常設し、定期的を開催する。なお、月1回の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催することとする。また、学期に1回程度、児童生徒会との話し合いをもつなど、児童生徒の意見を積極的に取り入れていく。

【構成員】

全教職員

【活動】

- ア 学校いじめ防止基本方針の作成・見直し
- イ 未然防止を中心とした、いじめ防止プログラムの作成・見直し
- ウ いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
- エ いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- オ 要配慮児童生徒への支援方針の決定
- カ 校内研修会の企画・立案

2 いじめの未然防止等に関する措置

(1) いじめの未然防止

ア 児童生徒が主体となった活動

(ア) 望ましい人間関係づくりのために、児童生徒が主体となって行う活動の機会を、年間を通じて設ける。

- ボランティア活動の推進
- あいさつ運動の推進
- 児童生徒による集会活動の企画・運営
- 特別活動等での話し合い活動の充実
- 異学年交流会の実施
- 学級での話し合い活動の実施
- 縦割り清掃活動の実施

(イ) 児童生徒同士で悩みを聞き合い、相談し合うピア・サポート活動を推進する。

- 児童生徒会による相談箱の設置
- 特別活動等における児童生徒同士の相談活動の推進

(ウ) いじめへの理解や過去の事例について、児童生徒が学ぶ機会を、児童生徒自身の手で企画、運営を実施する。

- 全校学習会等の実施
- 児童生徒会による学習発表会や運動会など学校行事の企画、運営

イ 教職員が主体となった活動

(ア) 教諭等

児童生徒の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指す。

- 一人一人の実態に応じた「わかる」「できる」授業の展開
- 教職員相互の授業研究会の実施
- 教科や学級活動の時間等を中心として、道徳教育や情報モラル教育を実施し、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育むことを目指す。

(イ) 養護教諭等

日常的に児童生徒が教職員に相談しやすい環境づくりに努めると共に、定期的な教育相談週間を設け、児童生徒に寄り添った相談体制づくりを目指す。

- 担任・担任外の教育相談週間の設定
- 校内生活（なやみ）アンケートの実施
- 保健室の掲示物や保健室の環境を整備し、学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

(ウ) 生徒指導主事

全教育活動を通して道徳教育や情報モラル教育を実施し、「いじめは絶対に許されない」という人権感覚を育むことを目指す。

- 教科や特別活動、道徳科等を中心とした道徳教育や情報モラル教育の時間設定
- 学期目標に応じた取組
- 教育相談週間の設定
- 外部講師による講演会の実施

(エ) 管理職

家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取り組みを進めるために、保護者や地域との連携を推進する。

- P T A総会での学校の方針説明
- 学校 HP や学校通信等を活用したいじめの防止活動の報告
- 授業参観における人権教育の実施
- 学校公開（フリー参観）の実施

(2) いじめの早期発見

ア いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒が発するサインを、教職員及び保護者で共有する。

(ア) 教諭等

- 児童生徒の発する具体的なサインをもとに、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

(イ) 養護教諭

- 保健室を利用する児童生徒との会話の中で、児童生徒の変化や様子をうかがいながら、いじめに関する内容で悩んでいないかを発見する。

(ウ) 生徒指導主事

- 定期的に教育相談週間を設け、生徒が相談しやすい雰囲気づくりを目指す。
- 月1回のアンケートを実施し、教育相談などで活用しながら生徒の変化を見届ける。
- いじめの相談窓口の周知をおこない、気軽に相談できる環境づくりを目指す。

(市青少年育成センター TEL0982-32-4840、オアシス教室 TEL0982-33-0330)

- いじめ不登校対策委員会において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する児童生徒に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図る。

(エ) 管理職

- 毎週水曜日の終礼に児童生徒理解の時間を設定し、情報の共有を行いながら、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- 学校における教育相談が、児童生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

イ いじめの事実がないかどうかについて、全ての児童生徒を対象に定期的なアンケートを実施する。

- 学校独自のアンケート「学校生活（なやみ）アンケート」の実施（毎月）

ウ 「教育相談週間」を設け、児童生徒が相談しやすい雰囲気づくりを目指します。

- 「教育相談週間」の設定（年3回）

エ いじめ・不登校・生徒指導対策委員会において、上記の相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する児童生徒に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図る。

- 「いじめ・不登校・生徒指導委員会」での情報の共有
- 進級、進学時の情報の確実な引き継ぎ
- 過去のいじめ事例等の蓄積

(3) 年間を見通した未然防止、早期発見・早期対応、保護者・地域との連携

いじめの未然防止や早期発見を目指し、学校全体で組織的、計画的に取り組むために、年間の計画を立て、学校全体でいじめの問題に取り組む。

(4) いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

【教諭等、養護教諭】

- (ア) 職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせる。
- (イ) いじめられている児童生徒や通報した児童生徒の身の安全の確保を最優先とした措置をとる。
- (ウ) いじめの事実について、管理職に速やかに通報する。

イ 情報の共有

【生徒指導主事】

- (ア) いじめの情報を受けた職員は、管理職と協議の上、全職員へ報告し、情報の共有化を図る。

ウ 事実関係についての調査

【組織】

- (ア) 速やかに関係職員と管理職とで協議し、調査の方針について決定する。

- (イ) 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が市教育委員会へ直ちに報告する。
- (ウ) 児童生徒からの聴き取りに当たっては、児童生徒が話をしやすいよう担当する職員を複数選任する。
- (エ) 必要な場合には、全児童生徒への調査を行う。この場合に調査の結果を、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

エ 解決に向けた指導及び支援

- (ア) 専門的な支援などが必要な場合には、市教育委員会及び警察等の関係機関へ相談する。
- (イ) 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図る。
- (ウ) 事実関係が把握された時点で、いじめ・不登校・生徒指導対策委員会において協議し、校長が指導及び支援の方針を決定する。
- (エ) 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時いじめ・不登校・生徒指導対策委員会で協議し、校長が決定する。
- (オ) すべての指導及び支援について、組織的に対応する。
- (カ) 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処する。

いじめられた児童生徒とその保護者への支援

【いじめられた児童生徒への支援】

いじめられた児童生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた児童生徒の立場」で、継続的に支援していく。

- ・ 安全・安心を確保する
- ・ 心のケアを図る
- ・ 今後の対策について、共に考える
- ・ 活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・ 温かい人間関係をつくる

【いじめられた児童生徒の保護者への支援】

複数の教職員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・ じっくりと話を聞く
- ・ 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・ 親子のコミュニケーションを大切にすることなどの協力を求める

いじめた児童生徒への指導又はその保護者への支援

【いじめた児童生徒への支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・ いじめの事実を確認する
- ・ いじめの背景や要因の理解に努める
- ・ いじめられた児童生徒の苦痛に気付かせる
- ・ 今後の生き方を考えさせる
- ・ 必要がある場合は適切に懲戒を行う

【いじめた児童生徒の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・ 児童生徒やその保護者の心情に配慮する
- ・ いじめた児童生徒の成長につながるよう教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える
- ・ 何か気付いたことがあれば報告してもらう

【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応する。

- ・ 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- ・ 管理職が積極的にかかわる
- ・ 市教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

いじめが起きた集団への働きかけ

いじめられた児童生徒・いじめた児童生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成する。

- ・ 勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような児童生徒の育成に努める
- ・ 自分の問題として捉えさせる
- ・ 望ましい人間関係づくりに努める
- ・ 自己有用感が味わえる集団づくりに努める

オ 関係機関との連携

- (ア) 校長はいじめであると認識した場合は、市教育委員会への報告を速やかに行う。
- (イ) いじめられた児童生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、改善が見られない場合は、いじめた児童生徒の保護者に対して、出席停止制度の活用を図るなど、状況に応じて市教育委員会と連携して対応する。
- (ウ) 児童生徒の生命、身体または財産への重大な被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には、所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応する。

カ 継続指導・経過観察

- (ア) 全職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努める。

(5) ネット上のいじめへの対応

ア ネットいじめとは

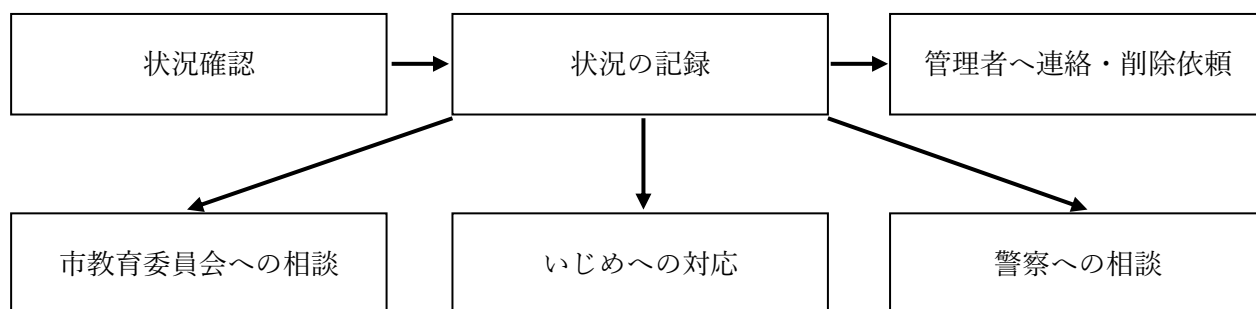
文字や画像を使い、特定の児童生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為に当たる。

イ ネットいじめの予防

- (ア) フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図る。
(家庭内ルールの作成など)
- (イ) 教科や学級活動、集会等における情報モラル教育の充実を図る。
- (ウ) 機会をとらえて、情報モラルに関する指導を行う。
- (エ) インターネット利用に関する職員研修を実施する。

ウ ネットいじめへの対処

- (ア) 被害者からの訴えや閲覧者及びネットパトロールからの情報などにより、ネットいじめの把握に努める。
- (イ) 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処する。



3 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学校全体で組織的に対応するため、いじめ・不登校・生徒指導対策委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組む。

(2) 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図る。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施する。

(3) 校務の効率化

教職員が児童生徒と向き合い、相談しやすい環境をつくるなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、校時程の工夫や会議の精選、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

(4) 学校におけるいじめ防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指す。

(5) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするために、PTAや学校評議員、地域との連携促進、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(6) 関係機関との連携について

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応を行う。

① 市教育委員会との連携

- ・関係児童生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

② 警察との連携

- ・生命や心身又は財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

③ 福祉関係との連携

- ・スクールソーシャルワーカーの活用（市教育委員会への依頼）
- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での児童生徒の生活、環境の状況把握

④ 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

4 重大事態への対処

- (1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに校長が市教育委員会に報告するとともに、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（教育委員会いじめ防止附属機関）に協力することとする。
 - 児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 高額の商品を奪い取られた場合など
 - 児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・ 年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・ 連続した欠席の場合は、状況により判断する
- (2) 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明する。

第3章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

- (1) 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県及び市の動向等を勘案して基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努める。
- (2) 学校の基本方針について、ホームページ上で公表する。